

独立行政法人酒類総合研究所の事業年度評価の総括評価シート

A+：中期計画の実施状況が当該事業年度において極めて順調である。
 A：中期計画の実施状況が当該事業年度において順調である。
 B：中期計画の実施状況が当該事業年度においておおむね順調である。
 C：中期計画の実施状況が当該事業年度においてやや順調でない。
 D：中期計画の実施状況が当該事業年度において順調でなく、業務運営の改善等が必要である。

○ 項目別評価

中期計画の大項目	評定	理由・指摘事項等
1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとすべき措置	A	<p>各項目において、業務に支障をきたさないよう配慮しつつ、経費節減が行われている。</p> <p>物件費についても節減に努めており、義務的経費を除く一般管理費を5年間で10%効率化させる目標は昨年度で既に達成していたが、本年度も随意契約における見積合わせの強化など引き続き経費節減に努めたことにより、さらに2%の効率化を果たしている。</p> <p>業務運営については、研究者のインセンティブを高める工夫や理事長の裁量度を予算や運営面で広げるなど、様々な工夫を講じている。</p> <p>施設・機器等の効率的使用については、他機関への研究施設・機器等の貸与実績が前年度より大幅に増加している。</p> <p>事務の効率的処理については、入札等の工夫を行いつつ効率的に外部委託を推進しており、また、事務の電子化・機械化をあわせてすすめ、一層の事務の効率的処理に努めている。</p> <p>これらのことから、本項目の評定をAとする。</p>
2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置	A	<p>中期計画の実施状況は、大部分の項目で順調であった。</p> <p>酒類の高度な分析及び鑑定については、国税庁と連携した様々な業務を行うのみならず、民間企業からの受託分析にも力を入れており、本年度より台湾向け輸出酒類の受託分析を開始している。</p> <p>酒類の品質評価については、出品点数や来場者数に関して例年並みの実績を確保しているほか、運営についてはアンケート結果を活用し、常に改善を目指している。</p>

<p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置</p>		<p>研究業務においては、本年度は第一期事業年度の最終年であるが、多くの研究において最終年にふさわしい立派な研究結果が得られた。また、実用化につながる可能性が示唆された研究結果が多かったことも特徴的であったが、これは平成 16 年度の業務の実績評価において指摘された事項に応えたものとなっている。研究論文数、特許の出願数も当初の年度計画を大幅に上回るものであった。</p> <p>研究以外の業務については、今年度は酒類販売業者、流通業者に対する講習である「酒セミナー」を、全国小売酒販組合中央会等との連携のもと積極的に行ったことが高く評価できる。</p> <p>広報活動等についてはまだ改善の余地はあるものの、国内外において成果の普及や情報の提供等で積極的に取り組んでいる。</p> <p>これらのことから、本項目の評定を A とする。</p>
<p>3 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画</p>	A	<p>中期計画に則って、的確に運営されている。収入面では、民間企業から台湾向け輸出酒類の分析を受託するなど、自己収入の増加に取り組んでいる。支出面でも、経費削減努力を定着させている。</p> <p>これらのことから、本項目の評定を A とする。</p>
<p>4 短期借入金の限度額</p>	○	<p>借り入れの実績はなく妥当である。</p>
<p>5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</p>	○	<p>重要な財産の譲渡等はなく妥当である。</p>
<p>6 剰余金の使途</p>	○	<p>中期計画の目的積立金の使途に沿って、研究用機器の購入にあてられており、妥当である。</p>
<p>7 その他財務省令で定める業務運営に関する事項</p>	A	<p>中期計画の実施状況はおおむね順調であった。研究の活性化を図るため任期付任用制度を有効に活用しており、また非常勤職員を効果的に活用することにより常勤職員の抑制に努めている。今後も引き続き、職員の能力や資質の向上に取り組むことを期待する。また、研究活動の飛躍的展開に向けて、より積極的な運営を図るべく、アクションプログラムを検討する必要がある。</p> <p>これらのことから、本項目の評定を A とする。</p>

○ 全体評価

平成 17 事業年度は、独立行政法人移行後5年目であり、第1期中期計画期間の最終年に当たるが、当研究所の業務の実績は、中期計画に照らして順調であると認められる。

研究業務については、当研究所は、独立行政法人移行前から、酒類に関する世界的にも類を見ない研究機関として実績を積み重ねてきている。本年度も独創的で高水準の研究活動を展開し、今後も世界的に評価され得る研究を果たしていくことが期待されている。

本年度は、“醸造微生物”を中心とする基盤研究とそれらの成果を醸造技術に取り入れる開発研究がよく調和して進められた。各研究項目毎に見ると麹菌ゲノム解析およびそれを利用した醸造研究成果などで本研究所の存在を国際的にも高くアピールできた。また基礎研究知見を具体的に応用面に結びつけるためのケーススタディーや、技術改良などの研究で成果をあげた。

研究以外の業務については、今年度は酒類販売業者、流通業者に対する講習である「酒セミナー」を、全国小売酒販組合中央会等との連携のもと積極的に行うほか、ホームページの活用や広報誌の発行、学会発表等を通じた成果の普及や情報の提供等を積極的に行った。

予算については、独立行政法人制度の趣旨に則って的確に執行されるとともに、受託研究等による自己収入の増加や、経費節減等の実績が見られる。

人事に関する計画等においては、任期付任用制度を活用した研究の活性化を図るとともに、職員の資質向上のため、国内外の研修に職員を積極的に派遣している。また、理事長の裁量配付予算枠を拡大して、研究実績が優れた研究課題への研究費等の配付を増やすことにより、研究者のインセンティブを向上させる工夫を行っている。

以上の業務全般において、平成 16 年度の業務実績評価で指摘された事項が適切に反映されて改善されており、限られた人員と予算という制約条件の中で、業務運営の効率化と研究の向上に一定の成果をあげたことは評価できる。今後の課題として、国民全体が当研究所の成果をより有効に利用できるような体制を整え、研究活動も消費者や企業に付加価値をより多く与える視点で展開していく必要がある。また、研究活動の飛躍的展開に向けて、より積極的な運営を図るべく、アクションプログラムを検討する必要がある。

酒類総合研究所は平成 18 年4月1日より第2期に入り、職員の身分が非公務員となったが、法律に定められた研究所の目的、すなわち、「酒類に関する高度な分析及び鑑定を行い、並びに酒類及び酒類業に関する研究、調査及び情報提供等を行うことにより、酒税の適正かつ公平な賦課の実現に資するとともに、酒類業の健全な発達を図り、あわせて酒類に対する国民の認識を高めること」に変わりはない。今後も引き続き、全体の人件費抑制の枠組みを維持しつつ、研究体制の融通度を高め、研究の一層の高度化ならびに技術の発展を図るとともに、消費者及び企業それぞれのニーズを的確に把握し、より良いサービスを提供するなど、一層の成果の向上が実現することを期待する。